

# 道路施設の諸課題に対する地方自治体への相談・支援体制について

■地方公共団体が管理する道路施設（橋梁・トンネル・舗装・附属物・法面等）に関して、財政的課題や技術的課題に対して相談や支援の必要性が発生した場合において、以下のフローに基づき、相談・支援を行う。

